

2006年12月8日

金融担当大臣
山本 有二 殿

東京海上日動・日産センチュリー証券・AIGスター生命
金融3争議解決をめざす12・8共同総行動実行委員会

全日本損害保険労働組合
中央執行委員長 吉田 有秀

全国証券労働組合協議会
議長 松井 陽一

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 松木 静雄

要請書

全日本損害保険労働組合、全国証券労働組合協議会、全国金融労働組合連合会、全労連全国一般労働組合、全国金融労働組合共闘会議、全労連全国一般東京地方本部、東京金融労働組合共闘会議、中央区労働組合協議会、千代田区労働組合協議会は、「東京海上日動・日産センチュリー証券・AIGスター生命 金融3争議解決をめざす12・8共同総行動」実行委員会を結成し、それぞれの争議解決に向けて行動しています。

いま、金融各業態で、デリバティブ商品の購入強要、変額保険販売に関わるトラブル、インサイダー取引、保険金不払い問題など、重大な問題が次々と引き起こされています。これらは、貴庁が推進してきた金融「自由化」・規制緩和が、金融全体に社会的役割と無縁な「何でもあり」の競争を激化させるなかで生まれた問題です。

競争激化は、経営者の「合理化」競争、成果主義やノルマ的な営業、要員不足や雇用の多様化、深刻な長時間過密労働などをもたらし、国民・消費者に適時・適格に金融・保険商品を提供すべき金融の職場を荒廃させています。職場の荒廃が不祥事を生む主要な原因となっていることは、誰の目にも明らかであり、金融の健全な発展のために職場の実態改善は不可欠となっています。この中で、各企業の一方的な雇用破壊や労組潰しが頻発しており、経営者が裁判や労働委員会の判決や命令にも従わないという悪質な例も目立っています。これらを根絶することは、金融の社会的信頼回復のために、急務となっています。

貴庁は、個別の労働事件には介入しないと繰り返し述べています。しかし、すべての労働事件は、金融「自由化」・規制緩和が招いた競争激化と密接に関係があり、同時に、各企業のコンプライアンスをはじめガバナンス全体を正面から問うものとなっています。金融全体の真に「健全」な発展のためには、各金融機関の経営全般を監督する貴庁に、労働事件を含めた諸問題の解決に指導力を発揮する責任があります。

以上を踏まえ、下記の要請を行います。

記

- 1 . 東京海上日動火災による不法・不当な契約係社員（外勤社員）の切捨てをやめるよう指導すること。
- 2 . 中央労働委員会の命令に従って、A I Gスター生命が囑託社員雇い止めの団体交渉を誠実に履行し、争議を解決するよう指導すること。
- 3 . 個人情報保護法を口実にしたセンチュリー証券労組金子副委員長の不当解雇を撤回し、不当労働行為をやめるよう日産センチュリー証券を指導すること。
- 4 . 最高裁判決、中央労働委員会の命令に従って渡島信金争議を直ちに解決するよう指導すること。

以上